



ヤフーがシナジーマーケティング<3859>株式の大量保有報告書を提出



シナジーマーケティング<3859>について、ヤフーが10月1日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行者の完全子会社化等を目的とした重要提案行為等を行うこと。なお、提出者は、提出者が発行者の発行済株式のすべて（ただし、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得するため、①発行者を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。)の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする発行者の定款の一部変更を行うこと、②発行者の発行するすべての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付することを内容とする発行者の定款の一部変更を行うこと、及び③発行者の当該株式の全部(発行者が保有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の発行者株式を交付することのそれぞれを、発行者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の付議議案に含めるよう要請する予定です。また、提出者は、発行者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む株式の内容として全部取得条項が付されることになる発行者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を開催することを要請する予定です。なお」によるもの。

報告書によると、ヤフーのシナジーマーケティング株式保有比率は、94.58%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2014年9月24日。